

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年11月14日
件名	テニスコートのナイターについて		
内容	<p>テニスコートを夜によく利用させてもらっています。ナイターで使用していますが、その明かりで隣でバスケットをしている中高生がいます。こちらはお金を払って使用しているのに、隣のバスケットは無料で使用できるのはおかしくないですか。ナイターの時間は使用不可にするか、バスケットも夜は有料にしてください。</p>		
回答		回答年月日	令和4年12月9日
担当部課	教育委員会事務局 ひとづくり推進課		
内容	<p>天草公園内にあるバスケットゴールのある自由広場や児童遊園は、市民の皆様無料で開放していますので、利用を控えてもらうなどの制限を掛けることはできません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>		